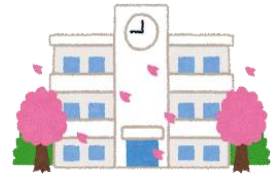


落二中のPTA活動案内

～子どもたちのためにつなごう～



ご入学おめでとうございます。

落二中PTAは「できるときに楽しく参加」をモットーに、子どもたちが通う学校とその地域のなかで、生徒全員が安心・安全に健やかに成長できるための活動をしています。皆さん家庭や仕事最優先にしながら活動しており、例年男性にも多くご参加頂いています。

新年度も、PTA活動を通じ、皆さんと共に子どもの成長を支えるお手伝いをさせて頂ければ幸いです。落二中に通うすべての子どもたちのために、多くの参加をお待ちしています。

活動内容

落二中PTAではお子様が在籍する3年間のうち1回以上（兄弟姉妹が同学年にいる場合も3年に1回）委員または役員としてのご参加をお願いしています。

【 学年部 】

- ・次年度委員決め
- ・制服リサイクル
- ・給食試食会の補助

【 広報部 】

- ・PTA会報の発行
- ・地域広報誌「おちあい」の編集協力

【 校外生活部 】

- ・防犯パトロール(地域のお祭りなど)の取りまとめ
- ・落合第二地区青少年育成委員会への参加

【 文化部 】

- ・西落合町会納涼盆踊り大会への出店 など

【 推薦委員会 】

- ・次年度役員候補選出
(推薦委員は次年度役員候補の対象外)

【 共通 】

- ・部会開催日は部員間で相談して決定
- ・各部より1名、PTA実行委員会への出席をお願いしています
(2021年度実行委員会は奇数月第一土曜日11時～)

— 委員選出の時期・人数について —

- ・新1年生 →入学式後
- ・新2・3年生 →新学期保護者会
- ・各部、学年毎に3名選出(2学級の学年は2名)

— お手伝い —

- ※委員ではありません
行事の詳細決定後、案内を配布し参加者を募集
- ・西落合町会納涼盆踊り大会出店のお手伝い
- ・育成会行事のお手伝い など

「できるときに楽しく参加」がモットー♪

落二中PTA Q&A

Q 男性も参加できる？

A もちろんです！
パトロールや運動会での力仕事など
男性ならではの活躍シーンもたくさん！
男性会員のご参加も大歓迎です！

Q 仕事などで忙しく
両立できるか不安です。

Q やってよかった！
と思うことはありますか？

A 家庭や仕事が一番優先！
忙しい方でも無理のない範囲で
楽しく参加できるよう、
活動内容の見直しも行っていきます。
役員も仕事を持つ保護者が多いです。

A 子どもの様子が垣間見られたり
保護者同士の新たなつながりができたり、
“活動の合間に上級生保護者から
高校受験の情報が聞けて良かった”
そんな声もあるようです♪

Q 今年は転勤かも...
年度末まで参加できないとダメ？

A 在校の間だけでも大丈夫！
運動会でのパトロールや町会夏祭りなど
2学期までに終わられるものもあります。

【落二中PTA入会申込書 ご提出のお願い】

PTA活動への参加に同意いただける場合は下の**落二中PTA入会申込書**にご記入の上、一ヶ月を目安にご提出お願いいたします。
本校に兄弟姉妹がいる場合それぞれの学級にご提出ください。

キリトリ

落二中PTA入会申込書

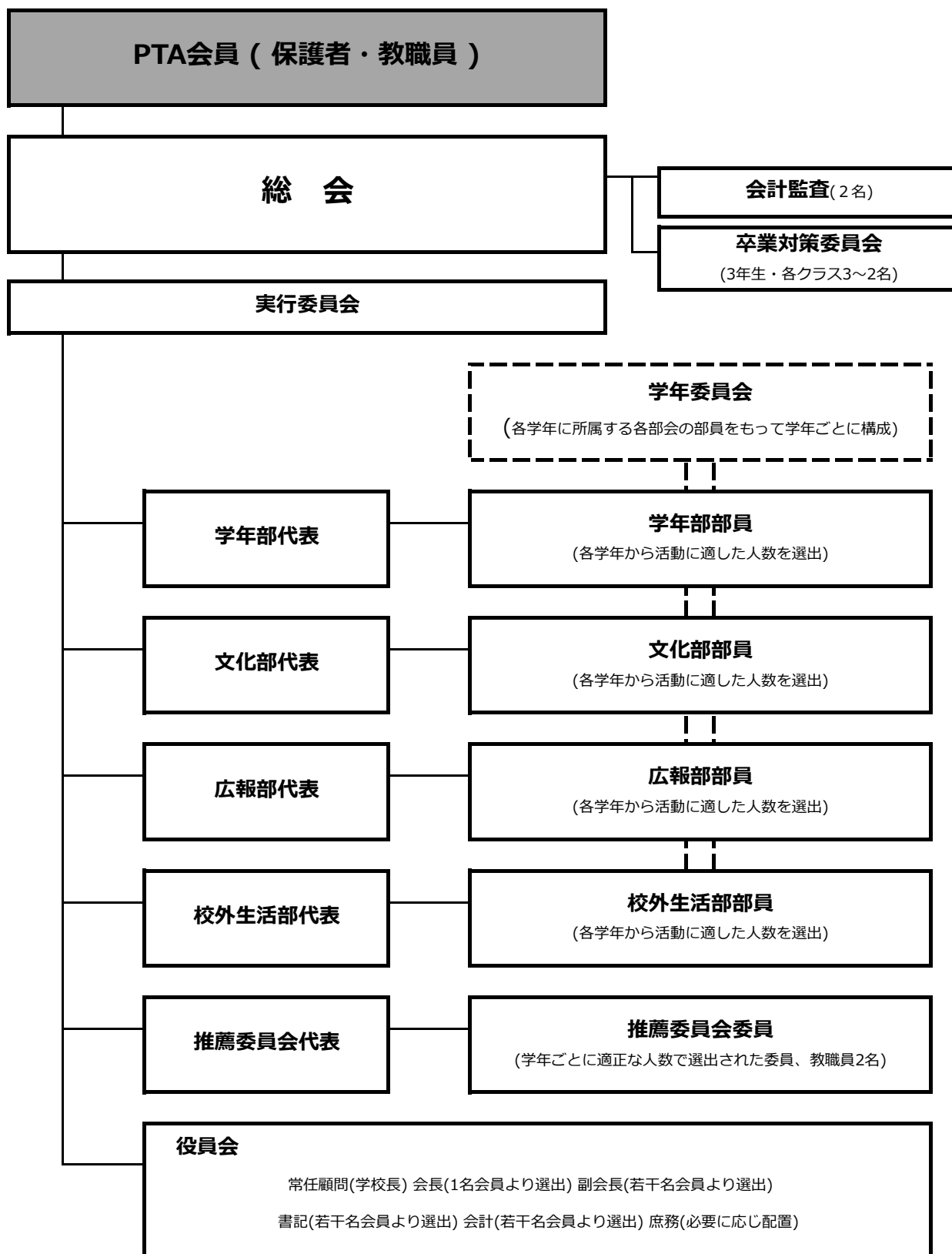
生徒 氏名	学年	クラス	ふりがな	会員 氏名	ふりがな		
兄弟 姉妹 氏名	学年	クラス	ふりがな	兄弟 姉妹 氏名	学年	クラス	ふりがな
連絡先		TEL : (ショートメール 可 ・ 不可)					

落合第二中学校PTAでは、個人情報の取り扱いについて「個人情報の取り扱い規則」に規定しています。
個人情報はPTA活動に関する連絡以外には使用いたしません。この資料は卒業時にシュレッダー処理します。

西落合町会納涼盆踊り出店などお手伝いが必要になったとき声をかけても良いですか？（可 ・ 不可）

※確約をお願いするものではありません。可に○をした方には、行事開催決定後に改めてお手伝い参加の可否を伺います。

新宿区立落合第二中学校PTA 組織図



新宿区立落合第二中学校PTA規約

第一章 総 則

第1条 本会は新宿区立落合第二中学校PTAと称し、事務所を同校内（〒161-0031東京都新宿区西落合1-6-5ℓ03-3565-0702）におく。

第2条 本会は家庭と学校および社会における生徒の幸福を図るため、下記の事項の達成を目的とする。

- 一、よい保護者、よい教職員となり、学校教育の充実につとめる。
- 二、会員の協力によって、生徒の生活環境を整え生活の善導につとめる。
- 三、公費による教育予算の充実につとめる。

第3条 本会は教育を本旨とする民主的団体として次の方針に従って活動する。

- 一、生徒の福祉のために活動する他の諸団体および機関と協力する。
- 二、特定の政党、宗教および営利的企業は一切支持しない。
- 三、他から支配、統制、干渉をうけない。
- 四、学校の人事および管理には干渉しない。

第4条 本会は新宿区立落合第二中学校に在籍する生徒の保護者、同校に勤務する校長および教職員をもって組織する。（役員名簿は別途添付）

第二章 機 関

第5条 本会に次の機関をおく。

- 一、総会
- 二、役員会
- 三、実行委員会
- 四、部会
- 五、委員会

第6条 総会は最高の議決機関であって、全会員をもって構成する。

第7条 総会は、集会もしくは書面で行う。また、実行委員会がその必要を認めたととき、会員の過半数以上の要求があるときは、臨時に開く。

総会の開催案内は、会期の一週間前までに会員に通知する。

第8条 総会は、会員の過半数以上の出席がなければ成立しない。ただし、委任状提出者を出席とみなす。

第9条 総会の議決は、出席会員の過半数の賛成を必要とする。賛否同数の場合は議長がこれを決める。

第10条 総会は次の権限をもつ。

- 一、規約の改正
- 二、決算の承認
- 三、年度計画の審議決定
- 四、予算の審議決定
- 五、役員（第3章 第21条 参照）の承認
- 六、緊急事項に関する実行委員会の処置の承認
- 七、その他重要事項の決定

第11条 役員会は、役員、校長またはそれに代わる人をもって構成し、実行委員会に提出する原案の作成および緊急事項の処理にあたる。

第12条 実行委員会は総会に次ぐ議決機関であって役員、各部会の部長および副部長、並びに校長またはその代理をもって構成する。

各委員会代表および副代表は必要に応じて実行委員会に出席する。

第13条 実行委員会は必要に応じて会長が招集する。

第14条 実行委員会の議決は出席委員の過半数の賛成を必要とする。賛否同数の場合は、議長がこれを決める。

第15条 実行委員会は次の事項を処理する。

- 一、総会から委任された事項の処理
- 二、総会に提出する原案の作成
- 三、緊急事項の処理

第16条 部会は、実行委員会にて次年度活動計画案に則し定める。

部会は、各学年から活動に適した人数を選出し、これをもって構成する。

第17条 委員会とは、学年委員会、役員候補者推薦委員会（以下推薦委員会という）をいう。

第18条 学年委員会は、各学年に所属する各部会の部員をもって学年ごとに構成し、各学年のPTAに関する事項の処理にあたる。

第19条 推薦委員会は、学年ごとに適正な人数で選出された委員、教職員2名をもって構成しその氏名を発表する。

推薦委員会は、学年ごとに選出された委員の中から候補者をあげ、委員長および副委員長を選出する。

役員候補者の氏名等を、会員に通知する。推薦委員は、役員候補者になることはできない。任務終了後直ちに解散する。

第20条 会計監査委員2名は実行委員会において選任され、氏名等をPTAだよりにて会員に通知する。他の役員および委員との兼任はできない。

本会の会計を監査し、その結果を総会に報告する。

第三章 役員およびその選挙

第21条 本会に次の役員をおく。

- 一、会長 1名会員より選出
- 二、副会長 若干名会員より選出
- 三、書記 若干名会員より選出
- 四、会計 若干名会員より選出

また、本会役員として庶務をおくことができる。

第22条 本会に顧問をおく。落合第二中学校長は常任の顧問とする。

第23条 役員の選出方法は次の通りとする。

- 一、会長は推薦委員会の推薦した者について総会の承認を経て決定する。
- 二、会長以外の役員は推薦委員会で候補者をあげ、それを参考にして会長が総会の承認を経て委嘱する。

第24条 役員の任務は次の通りとする。

- 一、会長は本会を代表する。会長は総会および実行委員会を主宰し、すべての委員会に必要に応じて出席する。
- 二、副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその代理をつとめる。
- 三、書記は総会、役員会、実行委員会の議事を記録し、各種会合の通知をする。一般庶務事項の処理にあたる。
- 四、会計は本会の会計を担当し、その収支を必要に応じ実行委員会に報告し、総会において決算報告をする。一般庶務事項の処理にあたる。
- 五、庶務は会長を補佐し、一般庶務事項の処理にあたる。

第25条 役員に欠員を生じた場合は、補充する。ただし、会長に欠員が生じた場合は欠員のままとし、副会長が代理する。

第26条 役員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

また4月1日から総会までの期間については、当該年度役員候補者は、暫定的に旧役員の補助を受けながら、役員活動を遂行する。
補充された役員の任期は前任者の残りの期間とする。

第四章 会 計

第27条 本会の経費は、会費、事業収益金および自発的な寄付金をもって支弁する。

第28条 本会の会計年度は4月1日より翌年の3月31日までとする。

第29条 実行委員会にて、全会一致をもって次年度会費を定める。会費は、生徒1名および教職員1名につき徴収する。

転出入の生徒に対する会費については、別途細則に定める。

第五章 改 正

第30条 この規約の改正は、総会において出席会員の三分の二以上の賛成を必要とする。ただし、改正案については総会の一週間前にその内容を全会員に通知しなければならない。

第六章 付 則

昭和24年 5月 1日 制定
昭和36年 4月 1日 一部改正
昭和44年 4月 1日 一部改正
昭和47年 4月 1日 一部改正
昭和48年 4月 1日 一部改正
昭和50年 4月 1日 一部改正
昭和54年 4月 1日 一部改正
昭和61年 3月17日 一部改正
平成 2年 4月 1日 一部改正
平成 7年 2月 4日 一部改正
平成 9年 3月15日 一部改正
平成13年 3月17日 一部改正
平成13年 5月 8日 一部改正
平成14年 3月18日 一部改正
平成19年 2月 9日 一部改正
平成20年 4月 1日 一部改正
平成25年 3月 7日 一部改正
平成28年 5月12日 一部改正
平成30年 5月10日 一部改正
令和 2年 5月22日 一部改正
令和 3年 9月 4日 一部改正

新宿区立落合第二中学校PTA規約細則

《慶弔費》

第1条 規約細則は会員及びその家族を対象として実施する。

第2条 慶弔時のある場合は次の金額を贈る。

1. 教職員の結婚5000円
2. 会員及び在校生、教職員の配偶者死亡5000円

第3条 規約細則に定める以外の事情が発生した場合は役員会の決議により実施する。

《会費》

第4条 転出の生徒に対しては、時期に関係なく払い戻しはしない。

第5条 転入生徒に対しては、1学期転入は満額、2学期転入は年会費の2/3、3学期転入は1/3とする。

《改正》

第6条 規約細則の改正は実行委員会の決議により実施する。

《付則》

この規約細則は平成22年4月1日より施行する。

新宿区立落合第二中学校PTA傷害保険規定(内規)

1. 契約保険会社名・契約保険名

東京海上日動火災保険株式会社・『PTA団体傷害保険』

2. 契約保険概要

①PTAが日本国内において、主催もしくは共催する行事参加または当該行事に参加するための自宅と行事会場との通常の往復途上において、PTA会員・生徒が、急激かつ偶然な外来の事故によってその身体に被った傷害を担保する。

生徒については、独立行政法人日本スポーツ振興センター法の定めるところにより、給付対象となりうるべき傷害は不担保となる。

②被保険者……PTA会員、生徒、会員の同居親族

3. 契約方式

準記名式及び保険料は生徒単位数による。(契約は団体名で行い、保険料は当該年度の生徒数で計算する。契約代表者は当該年度のPTA会長とする。)

4. 保険期間

毎年度4月1日より明年4月1日までとする。但し、次年度の契約更新等に伴う契約内容及び契約会社の見直しについては、次年度の役員も含めて3月中に検討する。

5. 保険料

当該年度のPTA予算から支出する。

6. 平成30年度 担保内容

死亡保険金100万円

後遺傷害保険金5万円～100万円

入院保険金日額 1,500円

通院保険金日額 1,000円 (入院・通院は医師による診断・治療を対象とする。)

7. 保険金受取りの手続き

①被保険者は事故発生時PTAに連絡。(連絡窓口：会計)

②PTAの連絡担当者は保険会社の代理店(落合二中担当)へ、事故発生・及び被保険者の連絡先を報告。

③その後の手続きは、保険会社・該当被保険者・契約代表者間で直接行う。

新宿区立落合第二中学校PTA 個人情報取り扱い規則

(目的)

第1条 この個人情報取扱規則は、新宿区立落合第二中学校PTA（以下本会と言う）が、保有する個人情報の適正な取り扱いを定めることにより、個人情報保護に関する法令等を遵守するとともに、PTA活動において個人情報を保護することを目的とする。

(取得)

第2条 本会が取得する個人情報は、会長に提出された次の事項を記したものとする。

- (1) 保護者の氏名、電話番号、電子メールアドレス
- (2) 児童の氏名、学年、学級

(利用目的)

第3条 本会が取得した個人情報は、次の目的に沿った利用を行うものとする。

- (1) 連絡網の作成および役員・部会・委員会への配布
- (2) 役員・部会・委員会と会員の相互の連絡
- (3) 会費の集金事務

(管理)

第4条 本会が取得した個人情報は、会長または会長が指定する役員が適切に管理する。

不要となった個人情報は、適正かつ速やかに破棄するものとする。
個人情報の管理の方法は、個人情報取り扱い方針細則として別に定める。

(訂正等)

第5条 会員は、自己の個人情報について、訂正または削除を求めることができる。

前項の申し出があった場合、本会は、該当する個人情報を速やかに訂正または削除する。
すでに配布済みの場合は、訂正または削除の連絡をすることでこれに代える。

(第三者提供)

第6条 本会が保有する個人情報は、本人の同意なく第三者に提供しないものとする。

以 上

平成30年4月1日 制定

平成30年3月8日 実行委員会承認

新宿区立落合第二中学校PTA 個人情報取り扱い方針細則

- 1 本会が保有する個人情報は会長が管理する。
- 2 本会が保有する個人情報は、会長の指示の下で副会長・書記・会計が閲覧・使用しまた利用目的に沿って必要とする部会・委員会に提供する。
- 3 本会が保有する個人情報はPTA室の鍵付きキャビネットに保管する。
閲覧等はPTA室のみで行い、資料を出したまま席を離れてはならない。
- 4 不要となった紙媒体の個人情報は速やかに裁断廃棄する。
不要となった電磁記録媒体の個人情報は速やかにデータを消去する。
- 5 本会が保有する個人情報は、本人の同意ある場合を除き、利用目的に沿って必要とする役員・部会・委員会以外には提供しない。
- 6 本会が保有する個人情報の提供を受けた部会・委員会は、個人情報の管理者を定め、適切に管理する。

以 上

平成30年4月1日 制定

平成30年3月8日 実行委員会承認